

角田市小児科医院開設等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が地域で安心して子育てができる環境づくりを進めるため、市内に小児科施設を開業する医師又は医療法人の代表者（以下「医師等」という。）に対し、予算の範囲内において角田市小児科医院開設等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、角田市補助金等交付規則（平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師をいう。
- (4) 医療法人 法第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (5) 小児科施設 病院又は診療所であって小児科の診療を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する医師等とする。

- (1) 診療を開始した日から起算して10年以上継続して医業を行う見込みであること。
- (2) 最初の補助金の交付決定を受けてから2年以内に開業すること。
- (3) 小児科の専門医制度の認定を受けた医師がいること。
- (4) 一般社団法人角田市医師会（以下「角田市医師会」という。）に加入し、積極的に地域医療に貢献すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、この要綱による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助金等の交付の額を除いた額を経費とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、角田市小児科医院開設等事業補助金事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに認定の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（補助金の交付を受けようとする年度が複数年に及ぶ場合は、その年度ごとの収支が分かるもの）
- (3) 経費の見積書の写し
- (4) 申請者が、個人であるときは当該個人の住民票、法人であるときは当該法人の定款及び登記事項証明書
- (5) 第3条第3号に規定する医師の医師免許証の写し及び履歴書
- (6) 前年度分の市税に滞納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類
（事業計画の認定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、角田市小児科医院開設等事業補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による認定に際し、必要な条件を付することができる。
（認定された計画の変更）

第7条 前条の規定により事業計画の認定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業計画の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに角田市小児科医院開設等事業補助金事業計画（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、角田市小児科医院開設等事業補助金事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。
（補助金の交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、角田市小児科医院開設等事業補助金交付申請書（様式第5号）によるものとし、認定通知書の写し及び次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、連帯保証人を立てなければならない。

(1) 誓約書（様式第6号）

(2) 申請日（この条の規定による補助金の交付申請をする日をいう。）前3か月以内に発行された連帯保証人に係る住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の連帯保証人は、補助事業者に第18条に規定する補助金の返還義務が生じたときは、その返還について連帯して責任を負うものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告をしてその指示を受けること。

（補助金の交付の決定通知）

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付指令書によるものとする。

（事業の事前着手）

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金の交付の決定の通知を受理するまでは、補助金の交付を受けようとする事業（以下「補助事業」という。）に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業を円滑に実施するため必要なときは、あらかじめ市長に届け出て、前条に規定する補助金の交付の決定の通知を受理する前に補助事業に着手することができる。

3 前項の届出は、角田市小児科医院開設等事業補助金事前着手届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、角田市小児科医院開設等事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、事業の完了の日から起算して30日以内の日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書又はこれに代わる書類

(2) 補助事業に要した経費に係る支払いを証する書類

(3) 補助事業の実施に係る写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が複数年にわたる場合は、補助金の交付決定に係る補助事業を遂行する会計年度ごとに、角田市小児科医院開設等事業補助金年度終了実績報告書（様式第9号）に当該会計年度に係る前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、角田市小児科医院開設等事業補助金額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、角田市小児科医院開設等事業補助金請求書（様式11号）により市長に補助金を請求するものとする。

（概算払）

第15条 規則第15条ただし書の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、角田市小児科医院開設等事業補助金概算払請求書（様式第12号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、交付を受けた補助金の額が第13条の規定により確定された補助金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

（医業の休止等）

第16条 補助事業者は、診療を開始した日から起算して10年を経過する日までの間に、病気、災害等、その他自己の都合によらずやむを得ない事由により医業を休止し、又は施設を廃止しようとするときは、医業休止・施設廃止届（様式第13号）により、市長に届け出なければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、規則第16条に規定による場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 市長が認める正当な理由がなく、医業を継続しなかったとき。

(2) 診療を開始した日から起算して10年（正当な理由により医業を休止した期間があ

る場合は、10年に当該休止した期間を加えた期間（以下「開業期間」という。）を経過する日までに、正当な理由がなく1年以上医業を休止し、又は当該施設を廃止したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条各号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金を返還させるときは、次の表左欄に掲げる当該補助事業者が医業を行った年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる返還率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還させるものとする。

医業を行った年数	返還率
開業期間のうち3年未満	10分の10
開業期間のうち3年以上5年未満	10分の7
開業期間のうち5年以上7年未満	10分の5
開業期間のうち7年以上10年未満	10分の3

（財産の管理）

第19条 補助事業者は補助事業により取得した財産について、補助事業が完了した後において善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した財産の管理台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（検討委員会）

第20条 第6条に規定する事業計画の認定等に関し意見を聴取するため、角田市小児科医院開設等事業補助金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織等）

第21条 委員会は、委員長及び委員6人以内をもって組織し、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

役職	職
委員長	角田市副市長
委員	宮城県仙南保健所の職員のうち宮城県仙南保健所長が推薦するもの

	角田市医師会に属する医師のうち角田市医師会長が推薦するもの
	税理士
	角田市総務部長
	角田市市民福祉部長

2 委員の任期は、補助金の事業計画の認定までの期間とする。

(委員会の会議)

第22条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 委員会の運営に関する事項は、委員長が会議に諮って定める。

(委員の謝金)

第23条 委員会の委員のうち角田市医師会から推薦のあった医師及び税理士が会議に出席したときは、市長が別に定める謝金を支払うものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>(1) 土地の取得に要する経費</p> <p>(2) 建物の建築又は購入に要する経費</p> <p>(3) 医療機器の購入に要する経費</p> <p>(4) 診療を行うために必要な什器等の購入に必要な経費</p> <p>(5) 土地の造成・改修工事等に要する経費</p> <p>(6) 購入、譲受け又は賃借する建物の改修工事等に要する経費</p> <p>(7) 病院又は診療所の用に供する土地、建物の賃借料（診療を開始した日の属する月の翌月（診療を開始した日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）</p> <p>(8) 診療に直接必要な医療機器等の賃借料（診療を開始した日の属する月の翌月（診療を開始した日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）</p>	<p>補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額とし、1億円を上限とする。</p>